

労働基準局所管の分科会の審議状況（平成21年9月以降）

労働条件分科会

- 22年3月(予定)
- ・労働時間等見直しガイドラインの一部改正について議論
- 【労災保険部会】
- 21年9月、11月
- ・船員保険との統合に伴う関係政省令改正案等について議論
- 22年2月(予定)
- ・介護補償給付及び介護給付の給付額の見直しに伴う関係省令改正案等について議論

安全衛生分科会

- 21年11月
- ・石綿等の全面禁止に係る適用除外製品等の範囲の見直し及び有害物ばく露作業報告書の様式の改正について議論
- 21年12月
- ・労働者死傷病報告の様式の改正及び胸部エックス線検査の対象者の見直しについて議論

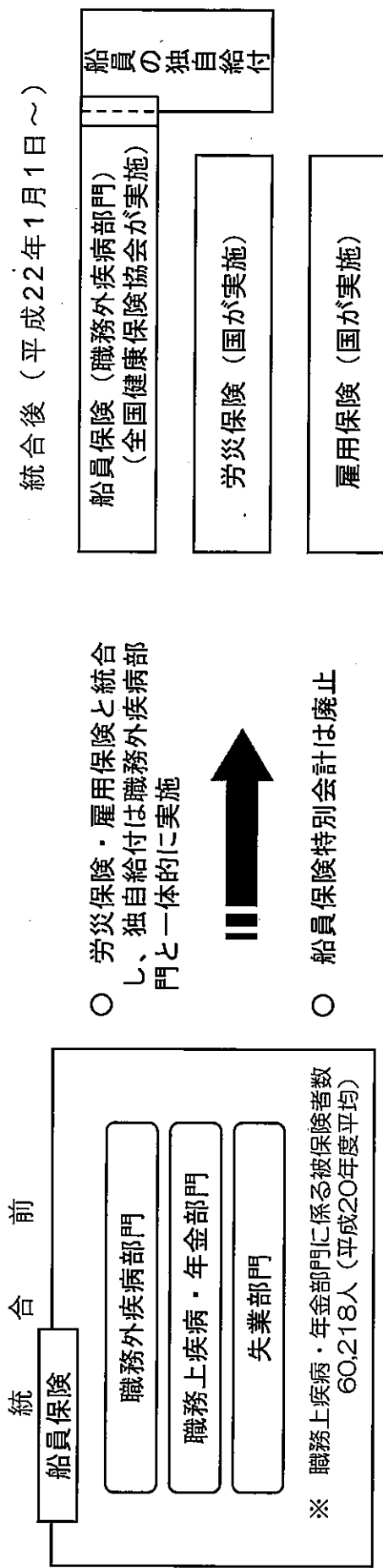
勤労者生活分科会

- 【中小企業退職金共済部会】
- (20年9月)～21年10月
- ・特定業種退職金共済制度における退職金額に係る利回りの見直しについて議論
- ・建設業退職金共済制度における検討課題について議論

船員保険の統合

船員保険制度は、被保険者の減少が続くなどとりまき環境が大きく変化していることに加え、船員保険特別会計の見直しや船員保険事業を運営する社会保険庁の組織改革を踏まえ、労災保険及び雇用保険に相当する部分をそれぞれ別の制度に統合し、それ以外の部分を全国健康保険協会に移換

統合のスキーム



統合への対応

- 暫定任意適用事業の範囲の改正
(失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の一部改正)
「船員を使用して行う船舶所有者の事業」を労災保険の暫定任意適用事業の範囲から除外し、強制適用とする。
- 労災保険率の設定 (労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部改正)
労災保険率において船員を使用して行う船舶所有者の事業を新設 (料率：1000分の50)。
- 給付基礎日額の特例の改正 (労働者災害補償保険法施行規則の一部改正)
船員の賃金が乗船時と下船時で変動がある場合には、給付基礎日額の算定期間を1年とする特例を新設。
- 特別加入の対象の追加 (労働者災害補償保険法施行規則の一部改正)
一人親方として特別加入することができる事業に「船員が行う事業」を追加し、当該事業の料率を1000分の50とする。

石綿等の全面禁止に係る適用除外製品等の範囲の見直し
及び有害物ばく露作業報告書の様式の改正の概要

(平成21年11月諮問、答申)

石綿等の全面禁止に係る適用
除外製品等の範囲の見直し

①内容

石綿等の全面禁止に係る適用除外製品等のうち、以下のものについて代替化等が可能となったことから、製造等を禁止

- 石綿ジヨイントシートガスケットから切り出した石綿を含有するガスケットであって、国内の既存の化学工業施設の設備の接合部分(200℃以上300℃未満の温度の流体を取り扱う部分に限る。)に使用されるもの
- 国内において製造されるミサイルに使用される石綿を含有する断熱材

②施行日

平成22年3月1日(ミサイルに使用される断熱材については同年2月1日)

有害物ばく露作業報告書の
様式の改正

①内容

- 有害物ばく露作業報告書の様式の改正
- 「作業1回当たりの製造・取扱い量」及び「1日当たりの作業時間」を報告項目に追加
- 「対象物等の用途」、「ばく露作業の種類」等の報告項目の変更
- 「製剤等の製造量又は消費量」、「含有率」、「ばく露作業への従事時間/月」及び「保護具の使用状況」の報告項目からの削除

②施行日

平成22年1月1日

**労働者死傷病報告の様式の改正
及び胸部エックス線検査の対象者の見直しの概要**
(平成21年12月諮問、答申)

労働者死傷病報告の様式の改正

①内容
 派遣元の事業者から提出のあった労働者死傷病報告により、派遣先の事業者からの労働者死傷病報告の提出状況を確認できるようにするため、派遣元の事業者が「派遣先の事業場の郵便番号」を記入する欄を新たに設ける。

②施行日
 平成22年4月1日

<参考>

派遣元及び派遣先からの労働者死傷病報告の提出件数の推移

	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
派遣元	667	2,437	3,686	5,885	5,631
派遣先	427	1,295	2,112	3,958	4,574
派遣元／派遣先	64.0%	53.1%	57.3%	67.3%	81.2%

胸部エックス線検査の対象者の見直し

①内容
 労働者の健康を確保するため、事業者が労働者に対し、定期健康診断において実施することとされている胸部エックス線検査について、以下のとおり見直しを行う。
 ○ 40歳未満の労働者であって、次の者以外のものについては、医師が自覚症状、既往歴等を踏まえて必要でないことと認めるときは省略可とする。
 ア 学校、医療機関、社会福祉施設等の労働者
 イ 5歳ごとの節目年齢(20歳、25歳、30歳、35歳)の労働者
 ウ じん肺法で3年に1回のじん肺健康診断の対象とされている労働者

②施行日
 平成22年4月1日

特定業種退職金共済制度における退職金額に係る利回りの見直し

中小企業退職金共済法 (昭和34年法律第160号)(抄)

- 掛金及び退職金等の額は、少なくとも5年ごとに、退職金等の支給に要する費用及び運用収入額の推移及び予想等を基礎として、検討するものとする。(第85条)



- 退職金額に係る利回りの見直し
各共済制度における運用状況及び財政状況を踏まえ、退職金額に係る利回りを以下のとおりとした。
 - ・ 建設業退職金共済制度 2.7%を維持
 - ・ 清酒製造業退職金共済制度 2.3%を維持
 - ・ 林業退職金共済制度 0.7%を維持

建設業退職金共済制度における検討課題

独立行政法人整理合理化計画 (平成19年12月24日閣議決定)(抄)

- 【建設業退職金共済事業等】
- 退職金支給要件である掛金納付月数の緩和を検討するとともに、利益剰余金の在り方について、厚生労働省及び勤労者退職金共済機構において、外部有識者の意見も聴取しつつ検討する。



- 建設業退職金共済制度における不支給期間の見直しの検討

現行制度においては、掛金納付月数が24月未満である場合は、退職金が支給されない。この不支給期間の短縮について検討し、平成21年10月に取りまとめ(※)

- ※ 取りまとめの内容
 - ・ 現下の経済情勢の下では、直ちに不支給期間の短縮を行うことは適切ではない。
 - ・ 引き続き検討。